

保険会社向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現 行	改正後
<p>Ⅱ. 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-1~2 (略)</p> <p>Ⅱ-3-3 保険募集態勢</p> <p>Ⅱ-3-3-1~8 (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-9 銀行等に対する保険募集の委託</p> <p>Ⅱ-3-3-9-1 (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-9-2 非公開金融情報・非公開保険情報の取扱い</p> <p>(1) 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開金融情報(規則第212条第2項第1号イに規定する非公開金融情報をいう。以下同じ。)を保険募集に係る業務に利用する場合には、例えば、以下の方法のような適切な方法により事前に顧客の同意を得なければ保険契約の締結の代理又は媒介ができないようにするための必要な措置(注)を講じているか。</p> <p>(注) 例えば、非公開金融情報を利用しようとする場合には事前に同意をとらなければ商品説明を行えない、さらに書面による同意がなければ契約申込み・締結を行えないような事務手続きを整備することが考えられる。</p> <p>① 対面の場合 非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って書面による説明を行い、同意を得た旨を記録し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法</p> <p>② 郵便による場合 非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って説明した書面を送付し、保険申込書の送付等保険募集の前に、同意した旨の返信を得る方法</p> <p>③ 電話による場合 非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って口頭による説明を行い、同意を得た旨を記録し、その後速やかに当該利用について説明した書面を送付(電話での同意取得後対面にて顧客と応接する場合には交付でも可とする。)し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法</p> <p>④ インターネット等による場合 非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って電磁的方法による説明を行い、電磁的方法による同意を得る方法</p> <p>(注) 顧客の属性に関する情報(氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び職業)は非公開金</p>	<p>Ⅱ. 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-1~2 (略)</p> <p>Ⅱ-3-3 保険募集態勢</p> <p>Ⅱ-3-3-1~8 (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-9 銀行等に対する保険募集の委託</p> <p>Ⅱ-3-3-9-1 (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-9-2 非公開金融情報・非公開保険情報の取扱い</p> <p>(1) 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開金融情報(規則第212条第2項第1号イに規定する非公開金融情報をいう。以下同じ。)を保険募集に係る業務に利用する場合には、<u>非公開金融情報の利用について顧客の同意を取得する際に、当該同意の有効期間及びその撤回の方法、非公開金融情報を利用する保険募集の方式(対面、郵便等の別)、利用する非公開金融情報の範囲(定期預金の満期日、預金口座への入出金に係る情報、その他金融資産の運用に係る情報等)を顧客に具体的に明示するとともに、</u>例えば、以下の方法のような適切な方法により事前に顧客の同意を得なければ保険契約の締結の代理又は媒介ができないようにするための必要な措置(注)を講じているか。</p> <p>(注) 例えば、非公開金融情報を利用しようとする場合には事前に同意をとらなければ商品説明を行えない、さらに書面による同意がなければ契約申込み・締結を行えないような事務手続きを整備することが考えられる。</p> <p>① 対面の場合 非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って書面による説明を行い、同意を得た旨を記録し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法</p> <p>② 郵便による場合 非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って説明した書面を送付し、保険申込書の送付等保険募集の前に、同意した旨の返信を得る方法</p> <p>③ 電話による場合 非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って口頭による説明を行い、同意を得た旨を記録し、その後速やかに当該利用について説明した書面を送付(電話での同意取得後対面にて顧客と応接する場合には交付でも可とする。)し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法</p> <p>④ インターネット等による場合 非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って電磁的方法による説明を行い、電磁的方法による同意を得る方法</p> <p>(注) 顧客の属性に関する情報(氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び職業)は非公開金</p>

現 行	改正後
<p>融情報又は非公開保険情報に含まれない。</p> <p>(2) 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開保険情報(規則第212条第2項第1号口に規定する非公開保険情報をいう。以下同じ。)を資金の貸付け等の保険募集に係る業務以外の業務に利用する場合には、例えば、(1)①から④までに掲げる方法に準じた適切な方法により事前に顧客の同意を得るための措置を講じているか。</p> <p>II-3-3-9-3 (略)</p> <p>II-3-3-9-4 銀行等保険募集制限先の確認等</p> <p>(1) 銀行等は、銀行等保険募集制限先等(規則第212条第3項第1号柱書に規定する銀行等生命保険募集制限先、規則第212条の2第3項第1号柱書に規定する銀行等損害保険募集制限先又は規則第212条の5第3項第1号柱書に規定する銀行等保険募集制限先をいう。以下同じ。)を保険契約者又は被保険者とする保険契約(規則第212条第1項第1号から第3号まで又は規則第212条の2第1項第1号から第5号までに掲げるもの及び既に締結されている保険契約(その締結の代理又は媒介を当該銀行等が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更新又は更改(保険金額その他の給付の内容の拡充(当該保険契約の目的物の価値の増加その他これに準ずる事情に基づくものを除く。)又は保険期間の延長を含むものを除き、再更改を含む。)を除く。)の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するため、以下の措置を講じているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>II-3-3-9-5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>II-3-3-9-6 ~ II-3-3-9-9 (略)</p>	<p>融情報又は非公開保険情報に含まれない。</p> <p>(2) 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、非公開保険情報(規則第212条第2項第1号口に規定する非公開保険情報をいう。以下同じ。)を資金の貸付け等の保険募集に係る業務以外の業務に利用する場合には、<u>非公開保険情報の利用について顧客の同意を取得する際に、当該同意の有効期間及びその撤回の方法、非公開保険情報を利用する業務の方式(対面、郵便等の別)、利用する非公開保険情報の範囲(保険募集に係る業務において知り得た家族構成等の情報)を顧客に具体的に明示するとともに、例えば、(1)①から④までに掲げる方法に準じた適切な方法により事前に顧客の同意を得るための措置を講じているか。</u></p> <p>II-3-3-9-3 (略)</p> <p>II-3-3-9-4 銀行等保険募集制限先の確認等</p> <p>(1) 銀行等は、銀行等保険募集制限先等(規則第212条第3項第1号柱書に規定する銀行等生命保険募集制限先、規則第212条の2第3項第1号柱書に規定する銀行等損害保険募集制限先又は規則第212条の5第3項第1号柱書に規定する銀行等保険募集制限先をいう。以下同じ。)を保険契約者又は被保険者とする保険契約(規則第212条第1項第1号から第5号まで又は規則第212条の2第1項第1号から第5号の4までに掲げるもの及び既に締結されている保険契約(その締結の代理又は媒介を当該銀行等が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更新又は更改(保険金額その他の給付の内容の拡充(当該保険契約の目的物の価値の増加その他これに準ずる事情に基づくものを除く。)又は保険期間の延長を含むものを除き、再更改を含む。)を除く。)の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するため、以下の措置を講じているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>II-3-3-9-5 (略)</p> <p>II-3-3-9-6 <u>規則第234条第1項第8号関係</u> <u>住宅ローンの申込みを受け付けている顧客に対して、住宅関連火災保険、住宅関連債務返済支援保険又は住宅関連信用生命保険の募集を行う際には、当該保険契約の締結が当該住宅ローンの貸付けの条件ではない旨の説明を書面の交付により行う必要があることに留意すること。</u></p> <p>II-3-3-9-7 ~ II-3-3-9-10 (略)</p>
<p>III. 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>III-2-1 ~ III-2-12 (略)</p>	<p>III. 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>III-2-1 ~ III-2-12 (略)</p>

現 行	改正後
<p>Ⅲ-2-13 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する金融機関の留意事項</p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)等に定める事業再構築に関する計画、経営資源再活用に関する計画、経営資源融合に関する計画、資源生産性革新に関する計画及び事業革新設備の導入に関する計画の記載事項については、保険会社の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p> <p>Ⅲ-2-13-1～Ⅲ-2-13-4 (略)</p> <p>Ⅲ-2-13-5 産活法第4条第1項及び基本指針<u>十</u>.イ.の過剰供給構造にある業種等の基準に関する事項の定義</p> <p>(1) 生命保険会社 基本指針<u>十</u>.イ.2.の「売上高」は、例えば、年換算保険料を指し、「営業利益」は、例えば、基礎利益を指す。</p> <p>(2) 損害保険会社 基本指針<u>十</u>.イ.2.の「売上高」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を指し、「営業利益」は、例えば、保険引受収益から保険引受費用を引いた額を指す。</p> <p>Ⅲ-2-13-6 (略)</p> <p>Ⅲ-2-13-7 産活法第24条の2第1項及び基本指針<u>十</u>.ハ.の特例措置を受けようとする場合</p> <p>(1) 生命保険会社 ① 基本指針<u>十</u>.ハ.1.の「売上高」は、例えば、年換算保険料を指す。 ② 基本指針<u>十</u>.ハ.2.の「自己資本の額」は、例えば、純資産の部の合計額を指す。</p> <p>(2) 損害保険会社 ① 基本指針<u>十</u>.ハ.1.の「売上高」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を指す。 ② 基本指針<u>十</u>.ハ.2.の「自己資本の額」は、例えば、純資産の部の合計額を指す。</p> <p>Ⅲ-2-14～Ⅲ-2-15 (略)</p> <p>Ⅲ-2-16 説明書類の作成・縦覧等 Ⅲ-2-16-1～2 (略)</p>	<p>Ⅲ-2-13 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する金融機関の留意事項</p> <p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)等に定める事業再構築に関する計画、経営資源再活用に関する計画、経営資源融合に関する計画及び資源生産性革新に関する計画の記載事項については、保険会社の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p> <p>Ⅲ-2-13-1～Ⅲ-2-13-4 (略)</p> <p>Ⅲ-2-13-5 産活法第4条第1項第1号及び基本指針<u>十一</u>.イ.の過剰供給構造にある業種等の基準に関する事項の定義</p> <p>(1) 生命保険会社 基本指針<u>十一</u>.イ.2.の「売上高」は、例えば、年換算保険料を指し、「営業利益」は、例えば、基礎利益を指す。</p> <p>(2) 損害保険会社 基本指針<u>十一</u>.イ.2.の「売上高」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を指し、「営業利益」は、例えば、保険引受収益から保険引受費用を引いた額を指す。</p> <p>Ⅲ-2-13-6 (略)</p> <p>Ⅲ-2-13-7 産活法第24条の2第1項及び基本指針<u>十一</u>.ホ.の特例措置を受けようとする場合</p> <p>(1) 生命保険会社 ① 基本指針<u>十一</u>.ホ.1.の「売上高」は、例えば、年換算保険料を指す。 ② 基本指針<u>十一</u>.ホ.2.の「自己資本の額」は、例えば、純資産の部の合計額を指す。</p> <p>(2) 損害保険会社 ① 基本指針<u>十一</u>.ホ.1.の「売上高」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を指す。 ② 基本指針<u>十一</u>.ホ.2.の「自己資本の額」は、例えば、純資産の部の合計額を指す。</p> <p>Ⅲ-2-14～Ⅲ-2-15 (略)</p> <p>Ⅲ-2-16 説明書類の作成・縦覧等 Ⅲ-2-16-1～2 (略)</p>

現 行	改正後
<p>Ⅲ-2-16-3 リスク管理債権額及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 貸付条件緩和債権</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>(注3) 中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画、事業再生 ADR 手続(特定認証紛争解決手続(産活法第 2 条第 26 項)をいう。)に従って決議された事業再生計画及び株式会社企業再生支援機構が買取決定等(株式会社企業再生支援機構法第 31 条第 1 項)した事業者の事業再生計画(同法第 25 条第 2 項)については、当該計画が(注 1)及び(注 2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>(注 4)～(注 5) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>Ⅲ-2-16-3 リスク管理債権額及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 貸付条件緩和債権</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>(注 1)～(注 2) (略)</p> <p>(注 3) 中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画、事業再生 ADR 手続(特定認証紛争解決手続(産活法第 2 条第 25 項)をいう。)に従って決議された事業再生計画及び株式会社企業再生支援機構が買取決定等(株式会社企業再生支援機構法第 31 条第 1 項)した事業者の事業再生計画(同法第 25 条第 2 項)については、当該計画が(注 1)及び(注 2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>(注 4)～(注 5) (略)</p> <p>(3) (略)</p>